

当事務所の年内業務は12/27(水)まで、仕事始めは1/5(金)です。本年中のご愛顧に心から感謝いたします。コロナとインフルエンザに気を付けて来年が皆様にとって良いお年になりますように♥

↑**1** 札資格  
(係より)

「公共工事を10月中旬に落札し4割の前払金を保証会社の保証で市から支払って貰う事になったが、11/1付で会社の代表者を変更する事に…。半月以内に会社の登記簿謄本や建設業許可の変更届を出す必要があるが間に合うだろうか？」との相談がA社からありました。事業承継等で代表者を変えると法務局での変更登記で1~2週間、許可の11条変更届で4~5日はかかります。11/3~5は祝日と土日で

法務局は3連休。株主総会が11/1でしたので翌2日に議事録などの書類を法務局に提出しても、通常なら11/13(月)になるとの事。前払金の手続期限にはギリギリです。A社の場合、特例有限会社で会社法が施行される前の定款であったため、その再作成も必要に。また許可の関係でも経管任の要件確認が必須です。法務局には事情を話し実質翌日の11/6(月)に新しい謄本がとれるように!! A社には喜んで頂き、ワストップの専門事務所としての役目が果たせました◎

代取変更 2日後に **登記完了!** 間に合った 前払金手続

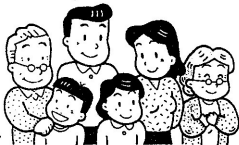


“働き損”とは例えば従業員100人以下の中小企業で働くパート労働者が年収130万円以上になると夫の扶養からはずれ国民年金と国保の加入義務が生じ、元々国年の3号被保険者として保険料の自己負担がなく年金を受給できたのに負担だけが生じてしまう事を言います。いわゆる“年金の壁”で、働く時間の調整が必要に…。ところが実際は130万円以上の収入があるのに無いように偽って扶養に入っている事例が最近分かってきました。その手口は①年金事

務所への手続きで添付を求められる所得証明が事業主の確認(所得税の扶養控除の対象者であるとの)チェックだけでOKになっている ②3年前から手続き書類への事業主の押印が不要になった…の2つを悪用したものです。通常こうした事務手続きは事業主が担当者に任せているため事業主が知らない所で不正が行われやすいという背景があります。健保法58条による罰則規定もありますので事業主は要注意です。

事業主押印 不要を悪用 **健保・扶家 認定で虚偽の届?**

↑**社労業務**  
(係より)



当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。当方に掛けられる場合は 0977-23-5463 (代表)へ。下記は当事務所の発信専用電話です。①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 その他の情報は、右のQRコード(当事務所のHP)で。

